

プラント状況確認結果(令和2年11月11日～令和2年11月17日)

令和2年11月18日
福島県原子力安全対策課

令和2年11月11日～令和2年11月17日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(11月17日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	2.8	3.0	3.0	—
		圧力容器 底部温度(°C)	22.3	26.7	26.9	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	9.90×10 ⁻⁴	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.03	0.06	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	— ^{※3}	33.5	17.4	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 作業に伴い一時的に冷却系のポンプを停止しているため欠測しています。計画された停止であり、安全性に問題はありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(11月16日午前10時)

最小 0.384(MP-6)～最大 1.217(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月16日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.36(港湾内東側)～約0.61(6号機取水口前) Bq/L
～最大 1.8(1～4号機取水口内南側) Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月16日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.80 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.80 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(11月13日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約4.2(5号機)～約5.1(3号機) Bq/L
～ 最大 810(2号機) Bq/L

トラブルの概要(令和2年11月11日～令和2年11月17日)

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■西門研修棟の火災警報の発生について(11月11日発生)

18時32分、発電所構内西門研修棟で火災警報が発生したことを協力企業作業員が確認しました。

双葉消防本部の状況確認により、19時18分本事象は「誤報」と判断されました。なお、プラント設備への影響はありませんでした。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください。

■1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(11月12日発生)

午前11時12分頃、1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になりました。

これに伴い、午前11時13分、当直長が実施計画第1編第24条(未臨界監視)を満足できないと判断しました。

その後、当該設備の排気ファンの起動操作を実施し13時22分に運転状態に異常がないことを確認しました。

1号機原子炉格納容器ガス管理設備排気ファン起動後、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器にて未臨界監視が可能であることを確認しました。

これに伴い、実施計画第III章第1編第24条(未臨界監視)「原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器1チャンネルが動作可能であること」を満足していることを確認したことから、当直長は午後2時40分、運転上の制限の逸脱からの復帰を判断しました。

なお、運転上の制限を逸脱していた時間帯については、代替監視により未臨界状態を維持出来ていることを確認しております。

プラントパラメータ、構内連続ダストモニタ、周辺監視区域境界連続ダストモニタ、構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) [\(4\)](#) をご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）